七　前各号に掲げる事項のほか、次の表の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合に応じ、同表の第二欄に掲げる事項

第一欄	第二欄
一～十一	（略）	（略）
十二	イタリア協定	イタリア共和国の領域内における就労先の税務番号

第七条　第五条第五号又は前条第五号に掲げる終了予定年月日を超えて引き続き相手国法令の適用の免除を受けようとする被保険者を使用する適用事業所の事業主であって、適用証明書の交付を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～六　（略）

七　前各号に掲げる事項のほか、次の表の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては、同表の第二欄に掲げる事項

第一欄	第二欄
一～九	（略）	（略）
十	イタリア協定	イタリア共和国の領域内における就労先の税務番号

（令第五十一条に規定する厚生労働省令で定める者）

第二十条　令第五十一条に規定する厚生労働省令で定める者は、社会保障協定の規定に基づき相手国法令の規定の適用を受けることを相手国実施機関等その他関係機関に申し出て、当該相手国法令の規定の適用を受けることとなった者（当該相手国法令の規定の適用を受けることにつきやむを得ない事情があると認められる者を除く。）とする。

（削る）

（削る）

七　前各号に掲げる事項のほか、次の表の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合に応じ、同表の第二欄に掲げる事項

第一欄	第二欄
一～十一	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）

第七条　第五条第五号又は前条第五号に掲げる終了予定年月日を超えて引き続き相手国法令の適用の免除を受けようとする被保険者を使用する適用事業所の事業主であって、適用証明書の交付を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～六　（略）

七　前各号に掲げる事項のほか、次の表の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては、同表の第二欄に掲げる事項

第一欄	第二欄
一～九	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）

（令第五十一条に規定する厚生労働省令で定める者）

第二十条　令第五十一条に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一　厚生年金保険の適用事業所の事業主により令第五十条各号に掲げる社会保障協定に係る相手国の領域内において就労するために派遣された者（ドイツ協定及びオーストラリア協定以外の社会保障協定に係る場合にあっては、五年を超えないと見込まれる期間就労するために派遣された者に限る。）であって、当該就労を開始した日から引き続き当該相手国において就労し、かつ、同日から起算して五年を経過していないもの

二　社会保障協定の規定に基づき相手国法令の規定の適用を受けることを求めた者（当該相手国法令の規定の適用を受けることにつきやむを得ない事情があると認められる者を除く。）

附　則

この省令は、社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令第二十条の改正規定は、公布の日から施行する。